

兵庫県公報

令和3年9月30日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 特定農業用ため池の指定（農地整備課）	1
○ 特定ため池の指定（同）	1
○ 令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	2
○ 令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部改正（同）	3
○ 令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	3
○ 令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	4
○ 令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	5
○ 令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	5

告 示

兵庫県告示第1065号の2

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html

市 町 名	指定した特定農業用ため池	市 町 名	指定した特定農業用ため池
神戸市	家の上池	市川町	尾林池ほか2箇所
三田市	有田池ほか1箇所	宍粟市	山田池ほか3箇所
西脇市	記念池	新温泉町	沖中池
小野市	鐘谷奥池ほか1箇所	朝来市	ふたた池
姫路市	亀池	南あわじ市	南-381（藤原池）
神河町	成林池		



兵庫県告示第1065号の3

ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定により特定ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
三田市	大師中ノ池ほか1箇所	福崎町	徳ヶ畑上池

猪名川町	上池	相生市	西野奥下池
明石市	山神戸池ほか2箇所	宍粟市	下河原池ほか1箇所
三木市	8号調整池	上郡町	西ノ奥池
小野市	小-102	新温泉町	下山池ほか3箇所
姫路市	大日池ほか6箇所	養父市	奥山池
神河町	本谷池	南あわじ市	釜池
市川町	寺の谷池ほか6箇所		



兵庫県告示第1065号の4

令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	蓮池ほか139箇所	市川町	西光池ほか22箇所
西宮市	切上池ほか4箇所	福崎町	長池ほか57箇所
宝塚市	大山ノ池ほか3箇所	相生市	堂谷池ほか14箇所
川西市	大草上池ほか12箇所	たつの市	車池ほか82箇所
三田市	奥ノ谷口池ほか40箇所	赤穂市	権現池ほか25箇所
猪名川町	畑田下池ほか32箇所	宍粟市	船谷池ほか35箇所
明石市	第17号池ほか2箇所	太子町	西ノ下池ほか8箇所
加古川市	上新池ほか107箇所	上郡町	三軒谷池ほか40箇所
高砂市	寺下池ほか11箇所	佐用町	甲大木谷池ほか35箇所
稲美町	荒内池ほか37箇所	豊岡市	三谷池ほか4箇所
西脇市	大木大池ほか82箇所	香美町	笠波池ほか1箇所
三木市	五百蔵1号池ほか166箇所	養父市	四田谷池ほか4箇所
小野市	芦谷1号ほか148箇所	朝来市	末谷池ほか14箇所
加西市	旅順池ほか165箇所	丹波篠山市	市谷池（瀬利）ほか54箇所
加東市	才ノ神池ほか257箇所	丹波市	恩鳥池ほか46箇所
多可町	河原谷池ほか35箇所	洲本市	山ノ神池ほか272箇所
姫路市	玉手池ほか175箇所	南あわじ市	大谷上池ほか166箇所
神河町	段ノ池ほか2箇所	淡路市	重郎兵衛池ほか306箇所



兵庫県告示第1065号の5

令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
神戸市	幸徳大池ほか310箇所	市川町	塩谷下池ほか46箇所
西宮市	色子形池ほか6箇所	福崎町	西ヶ首池ほか19箇所
伊丹市	西池黒池	相生市	双子下池ほか60箇所
宝塚市	すりばち池ほか80箇所	たつの市	双子上池ほか23箇所
川西市	黒川大池ほか17箇所	赤穂市	鳥打峠池ほか2箇所
三田市	三ノ谷平町池ほか150箇所	宍粟市	山田池
猪名川町	畑田中池ほか46箇所	太子町	下アング池ほか5箇所
明石市	篠治ヶ池ほか70箇所	上郡町	休治新池ほか16箇所
加古川市	竜ヶ池ほか114箇所	佐用町	段山池ほか20箇所
高砂市	清水池ほか13箇所	豊岡市	松原池ほか14箇所
稲美町	草谷池ほか37箇所	香美町	弥三郎池ほか2箇所
播磨町	城池ほか7箇所	新温泉町	谷道池（下）ほか3箇所
西脇市	菅野池ほか30箇所	養父市	篠谷上池ほか4箇所
三木市	墓池ほか462箇所	朝来市	くづい池ほか9箇所
小野市	鳴谷池ほか44箇所	丹波篠山市	宝谷池ほか25箇所
加西市	明寺谷池ほか215箇所	丹波市	森ノ下池ほか15箇所
加東市	尾巻池ほか87箇所	洲本市	川原池ほか185箇所
多可町	垣内池ほか59箇所	南あわじ市	かろふと下池ほか188箇所
姫路市	川西池下池ほか124箇所	淡路市	奥ノ内池ほか336箇所
神河町	丸池ほか5箇所		



兵庫県告示第1065号の6

令和元年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市 町 名	指定した特定農業用ため池	市 町 名	指定した特定農業用ため池
神戸市	小河大池ほか37箇所	福崎町	向内池ほか1箇所

西宮市	瓢箪池ほか2箇所	相生市	馬道池ほか2箇所
三田市	向上下池ほか24箇所	たつの市	地獄谷池ほか20箇所
猪名川町	へら池ほか8箇所	赤穂市	荷子台池ほか2箇所
加古川市	牛谷池ほか6箇所	宍粟市	近江ヶ谷池ほか3箇所
稲美町	奥の池	太子町	ナタン池
西脇市	勝池ほか9箇所	上郡町	梅谷池ほか19箇所
三木市	谷奥大池ほか19箇所	佐用町	柴谷古池ほか16箇所
小野市	龔池ほか32箇所	新温泉町	タチヤ池ほか3箇所
加西市	翁谷口池ほか61箇所	朝来市	和田池
加東市	原嶋西池ほか93箇所	丹波篠山市	天神池(大上)ほか44箇所
多可町	奥桑谷池	丹波市	大正池ほか40箇所
姫路市	隠谷下池ほか51箇所	洲本市	山神中池ほか44箇所
神河町	慈増寺池ほか1箇所	南あわじ市	八木小屋池ほか6箇所
市川町	日原西ノ谷口池ほか3箇所	淡路市	奥ノ谷池ほか82箇所



兵庫県告示第1065号の7

令和元年兵庫県告示第425号の3(特定ため池の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	呑取池ほか152箇所	福崎町	池ノ谷中池ほか13箇所
西宮市	小池(辻池)ほか11箇所	相生市	東原池ほか6箇所
宝塚市	ナベガ谷池ほか20箇所	たつの市	本谷池ほか34箇所
川西市	水木谷上池ほか5箇所	赤穂市	ハブ池ほか5箇所
三田市	なめら池ほか199箇所	宍粟市	天神上池ほか2箇所
猪名川町	下良上池ほか42箇所	太子町	檜谷上池ほか4箇所
明石市	又池ほか11箇所	上郡町	桐ヶ田尾池ほか7箇所
加古川市	狐池ほか15箇所	佐用町	柴谷新池ほか23箇所
稲美町	芦池	豊岡市	中谷池ほか3箇所
西脇市	政右エ門池ほか12箇所	香美町	芝池下池
三木市	中床池ほか182箇所	新温泉町	平林池ほか13箇所
小野市	井ノ元谷池ほか49箇所	養父市	新宮坂池ほか2箇所

加西市	境谷池ほか149箇所	朝来市	ホドワ池ほか7箇所
加東市	待池ほか60箇所	丹波篠山市	平穏池ほか72箇所
多可町	馬場池ほか12箇所	丹波市	才坂池ほか55箇所
姫路市	唐立池ほか71箇所	洲本市	長池（木原池）ほか114箇所
神河町	山田池	南あわじ市	白桃池ほか35箇所
市川町	東杉野池ほか22箇所	淡路市	川池下池ほか185箇所



兵庫県告示第1065号の8

令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	宮前の池ほか64箇所	市川町	中の池ほか2箇所
西宮市	神呪池ほか2箇所	福崎町	塚本池ほか1箇所
宝塚市	寺西池上ほか8箇所	相生市	コウシカ谷下池ほか3箇所
猪名川町	材ノ前池	たつの市	清水池ほか2箇所
明石市	上ノ堀ほか1箇所	赤穂市	黒谷池ほか10箇所
加古川市	白藻池ほか7箇所	宍粟市	奥ノ谷池ほか3箇所
高砂市	南池新池ほか3箇所	太子町	天神山池ほか4箇所
西脇市	清水池	上郡町	宇治山西新池ほか7箇所
三木市	オクノ池ほか5箇所	佐用町	市尾池ほか9箇所
小野市	境田池ほか9箇所	豊岡市	神津池ほか4箇所
加西市	下沢池ほか9箇所	香美町	上林池
加東市	血の池ほか4箇所	養父市	北谷池ほか4箇所
多可町	西池ほか14箇所	朝来市	奥山一号池
姫路市	ヤシガタニ池ほか7箇所	丹波市	南賀上池ほか10箇所
神河町	南山池ほか1箇所	洲本市	みぞつぼ池ほか10箇所



兵庫県告示第1065号の9

令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
神戸市	野路池ほか41箇所	市川町	薬師谷池ほか6箇所
宝塚市	馬淵池ほか6箇所	相生市	夫婦上池ほか8箇所
川西市	東谷下池ほか1箇所	たつの市	平成池ほか4箇所
三田市	墓ノ下池ほか65箇所	赤穂市	釜谷池ほか6箇所
猪名川町	飛詰池ほか22箇所	宍粟市	権現池ほか8箇所
明石市	平池ほか3箇所	上郡町	羽山池ほか9箇所
加古川市	伝平池ほか21箇所	豊岡市	黒田池
高砂市	上座エ門池	新温泉町	奥中池
西脇市	毘沙門池ほか2箇所	養父市	寺坂下池ほか2箇所
三木市	住泉寺上池ほか25箇所	朝来市	寺内池ほか1箇所
小野市	小野工業団地2号調整池ほか1箇所	丹波篠山市	篠-556ほか20箇所
加西市	前田池ほか3箇所	丹波市	三原池ほか1箇所
加東市	ビク池ほか5箇所	洲本市	しんず池ほか23箇所
多可町	弁天池ほか18箇所	南あわじ市	八ツ又池ほか30箇所
姫路市	長持池ほか17箇所	淡路市	保月上池ほか58箇所
神河町	西山池		